

訪問介護事業の基本報酬引下げの見直しと地域の実情を踏まえた
持続的な訪問介護事業が行われるよう改善を求める意見書

「訪問介護事業所がなくなれば住み慣れた家で暮らしていけない」「親を介護施設に入れざるを得ない」。3年に1度の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられたことに怒りと不安の声が広がっている。身体介護、生活援助など訪問介護は、とりわけ独居の高齢者をはじめ、要介護者や家族の在宅での生活を支えるうえで欠かせないサービスである。このままでは在宅介護が続けられず「介護崩壊」を招きかねない。

厚生労働省は引下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことをあげているが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の「平均値」を引き上げているものであり、実態からかけ離れている。中山間地域においてはサービス対象者が点在して移動時間がかかることから利益率は極めて低い、あるいはマイナスとなっているのが実態である。また、政府は訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしているが、すでに加算を受けている事業所は基本報酬引下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引下げ分をカバーできない事業所が出ると予想される。

また、訪問介護は特に人手不足が深刻である。長年にわたり訪問介護の基本報酬が引き下げられた結果、ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均を月額約6万円も下回る状況であり、ヘルパーの有効求人倍率は22年度で15.5倍と異常な高水準となっている。今回の介護報酬改定では、介護職員の処遇改善のため報酬を0.98%引き上げるとしているが、財源の根拠が不明確でベースアップが確実に実行される根拠はなく、そもそも他産業に比べて極めて低い給与の改善には、ほど遠い水準である。

よって、政府においては、訪問介護事業の基本報酬引下げを見直し、地域の実情を踏まえた持続的な訪問介護事業が行われるよう、介護保険事業全体に対して、国庫負担割合の引上げで財源を確保し、介護労働者の大幅な処遇改善による介護人材の確保と介護報酬を引き上げる再改定を早期に行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和6年9月30日